

1面
つづき

人権啓発イベント

犯罪被害者支援キャンペーン

犯罪被害に遭われたご遺族の方々の心情が記されたパネル展示等を区内3警察署(深川・城東・東京湾岸)合同で実施します。

時 12/8(木) 10:00～15:00 場 豊洲文化センターギャラリー(豊洲2-2-18豊洲シビックセンター1階) 申 当日直接会場へ

北朝鮮当局による拉致問題パネル展

北朝鮮人権侵害問題啓発週間(12/10～12/16)に合わせ、江東区関連の特定失踪者のパネル等を展示します。

時 12/5(月)～16(金) 9:00～22:00※初日は12:00から。最終日は19:00まで 場 豊洲文化センターギャラリー(豊洲2-2-18豊洲シビックセンター1階) 申 当日直接会場へ

犯罪被害者支援、北朝鮮拉致問題など

問 人権推進課人権推進担当 ☎3647-1164、FAX3647-9556

人権啓発パネル展

「暮らしの中にある人権課題」をテーマに、イラストを中心としたパネル展を開催します。お気軽にお立ち寄りください。

時 12/5(月)～16(金) 9:00～22:00※初日は12:00から。最終日は19:00まで 場 豊洲文化センターギャラリー(豊洲2-2-18豊洲シビックセンター1階) 申 当日直接会場へ



▲北朝鮮当局による拉致問題パネル展



▲人権啓発パネル展

江東区のふるさと納税 さまざまな事業へ活用

区では、「こうとう伝統と未来の応援寄附金」として、区内、区外を問わず皆さんからご寄附をいただいています。また、ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」で、クラウドファンディングを実施しています。区の施策へご賛同いただける皆さんからの応援をお待ちしています。

クラウドファンディング

○「まなびの場所をこどもたちへ」こどもたちの学習意欲を

応援！無料学習支援教室「江東区まなび塾」経済的事情で塾へ通えないこどもたちに学習機会と居場所を提供



▲ふるさとチョイスホームページ



▲ふるさとチョイスホームページ

軽自動車関係 手続きの電子化

継続検査時の納税証明が不要に

令和5年1月から、軽三輪・軽四輪の軽自動車について、新たに軽自動車税納付確認システム(軽JNK S)が始まります。

これは、区に納付いただく軽自動車税種別割の納付情報を、軽自動車検査協会がオンラインで確認できるシステムです。

これにより、継続検査窓口での「車検用納税証明書の提示」が原則不要になります。

ただし、納付したばかりで軽JNK Sに納付情報が登録されていない等、紙の納税証明書が必要になる場合がありますので

こうとう伝統と未来の
応援寄附金活用事業

○新一万円札の顔！渋沢栄一と明治時代を体感できるAR機能付き説明板を整備します！

○和船の大規模修理を通じて伝統技術を未来へ継承！「和船が走る川」の風景を江東区に残すために」

○がんになっても「生きがい」を持つために

○障害者スポーツ振興のために他にも、次の5つの「目指すべき江東区の姿」を活用分野として寄附できます。

①水と緑豊かな地球環境にやさしいまち

②未来を担うこどもを育むまち

③区民の力で築く元気に輝くまち

④ともに支えあい、健康に生き生きと暮らせるまち

⑤住みよさを実感できる世界に誇れるまち

「税金の控除」

区への寄附はふるさと納税として税制上の「寄附金税額控除」の対象となり、手続きを行うことで、税の控除を受けることができます。詳細は区ホームページをご確認ください。

「寄附の申込方法」

納付書での寄附を希望される方は、区ホームページまたは課税課税務係(区役所5階6番)にある申出書に寄附したい事業など必要事項を記入し、〒135-8383 区役所課税課税務係へ郵送、

給与支払報告書の提出は eLTAX(エルタックス)で 提出締め切りは1月31日(火)

令和5年1月1日現在に給与の支払い者であり、給与所得に応じた源泉徴収をする義務のある事業者等は、令和5年1月31日(火)までに給与支払報告書を提出する必要があります。

給与支払報告書は書面による提出のほかにインターネットによる電子申告(eLTAX)や光ディスク等による提出ができます。

なお、令和3年1月1日から基準年(前々年)に給与または公的年金等の源泉徴収票を100枚以上提出した場合、eLTAXまたは光ディスク等による提出が義務付けられています。

「税金の控除」

区への寄附はふるさと納税として税制上の「寄附金税額控除」の対象となり、手続きを行うことで、税の控除を受けることができます。詳細は区ホームページをご確認ください。

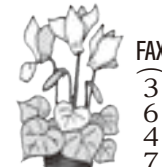
ファクス、メールまたは窓口でクレジットカード等での寄附を希望される方は、「ふるさとチョイス」で。詳細は区ホームページをご覧ください。



▲区ホームページ

「寄附金の使途に関すること」

課税課税務係



▲区ホームページ

「給与支払報告書の提出はeLTAX(エルタックス)で提出締め切りは1月31日(火)」

ご注意ください。

また、まだeLTAXを利用されていない給与支払者あてに、令和5年度用給与支払報告書の総括表を11月30日に送付しています。eLTAX等による提出義務の有無を確認のうえご利用ください。eLTAXの利用についての詳細はeLTAX地方税ポータルシステムホームページ(HP) <https://www.eltax.lta.go.jp> をご覧ください。

問 課税課

☎(3647)800112・FAX(3647)8004

☎(3647)800112・FAX(3647)8004